

事務連絡
平成27年2月17日

北海道
地方農政局
沖縄総合事務局 } 担当課（室）長あて

農林水産省^{※1}
生産局畜産部 畜産振興課
課長補佐（草地整備事業班）

草地畜産基盤整備事業における工事費の積算について

内閣府地方分権改革推進室が平成26年5月20日から7月15日まで行った地方分権改革に関する提案募集において、「畜産公共事業による畜舎整備の工事費単価の上限（H11年3月）を実勢単価に即したものに直すこと」との提案がありました。この対応については、別添のとおり、『平成26年の地方からの提案等に関する対応方針』が平成27年1月30日に閣議決定されたところです。

つきましては、工事費の積算に係る考え方について、下記のとおり整理しましたので、これらを踏まえ適時適切な価格をもって事業執行に努めていただくよう、貴局管内の県担当者^{※2}に周知願います。

記

1. 提案のあった「畜産公共事業において畜舎を整備する場合の留意事項」（平成11年3月30日付け事務連絡）に基づく工事費単価の上限については、平成21年度で終了した畜産公共事業の工事費の積算時において目安とするために通知したものである。したがって、現行の草地畜産基盤整備事業の工事費積算には適用されない。
2. 農山漁村地域整備交付金を含む公共事業の交付決定時において、公共工事の品質確保に関する法律（平成17年法律第18号）に則り、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素を考慮し、価格及び品質が総合的に優れた契約を行い工事の品質を確保するよう通知している。
3. また、公共工事の予定価格の積算に必要な設計労務単価については、毎年定期的に農林水産省及び国土交通省において公共事業労務費調査を実施し、その結果を基に労務単価を決定及び国土交通省のホームページ上で公表している。
4. なお、建物付帯施設及び機械等の整備については、農業機械の急速な普及や高度化に伴い、過剰投資が懸念されることから、システムや機種等の比較検討を十分に行い整備費の節減を図る必要がある。

※1 北海道及び沖縄総合事務局あての場合に記載。

※2 北海道は事業担当者、関東農政局は貴局管内の都県担当者、近畿農政局は貴局管内の府県担当者、沖縄総合事務局は沖縄県の事業担当者とする。

【別添】

平成26 年の地方からの提案等に関する対応方針

平成27年1月30日
閣 議 決 定

1～5 [略]

6 義務付け・枠付けの見直し等

【内閣官房】～【厚生労働省】 [略]

【農林水産省】

(1)～(19) [略]

(20) 農山漁村地域整備交付金

現行の草地畜産基盤整備事業については、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平17 法18）にのっとり、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行うこととしており、畜産公共事業（平成21 年度で終了）に適用されていた畜舎整備の工事費単価の上限は適用されないことを、地方公共団体に通知する。